

マツモトプリカ電子マネーサービス利用規約

第1条 (目的)

本規約は、株式会社マツモト(以下「当社」という)が発行する電子マネーサービス(以下「マツモトプリカ電子マネー」という)のご利用について規定するもので、マツモトプリカ電子マネーの利用者(以下「お客様」という)は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条 (定義)

本約款規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- マツモトプリカ電子マネーとは、当社が発行し、電子マネーカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- マツモトプリカ電子マネーサービスとは、お客様が当社に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下「商品等」といいます。)(の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりマツモトプリカにチャージされたマツモトプリカ電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入(一部商品を除く)または提供を受けることができるサービスをいいます。
- マツモトプリカ電子マネー機能とは、マツモトプリカ電子マネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
- マツモトプリカとは、お客様がマツモトプリカ電子マネーを管理および利用するためのカードで、本規約末尾に記載されているマツモトプリカマークを付したカードをいいます。
- お客様とは、本規約を承認の上、該当マツモトプリカ電子マネーを利用される方をいいます。
- チャージとは、第5条に定める方法により、お客様がマツモトプリカにマツモトプリカ電子マネーを加算することをいいます。
- マツモトプリカ電子マネー残高とは、お客様が利用可能なマツモトプリカ電子マネーの金額をいいます。

第3条 (マツモトプリカ発行手数料)

- お客様はマツモトプリカの発行(再発行)に伴い当社所定の発行手数料を支払うものとします。
- 当社は理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返しできません。

第4条 (不正使用等の禁止)

お客様が本規約に違反したとき、およびマツモトプリカカードの利用状況に照らして、サービス利用者として不適当と当社が判断したときは、当該お客様に対して、事前に通知または催告することなく、電子マネーサービスを停止する場合があります。この場合、当該お客様の電子マネー残高は返還しないものとします。

第5条 (チャージ)

お客様は、マツモトプリカマークの掲示された当社所定の場所・方法にて、マツモトプリカカードに1,000円以上1,000円単位、1回当たり49,000円まで繰り返しチャージすることができるものとし、1枚のマツモトプリカに対して、100,000円までチャージできます。また、上記入金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします(以下、付与する金額を「プレミアム」という)。プレミアムの金額は、当社のキャンペーン等でおお客様のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。マツモトプリカの、プレミアムは10,000円以下と致します。

第6条 (マツモトプリカ電子マネーサービスの利用)

- お客様は、当社でマツモトプリカ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- お客様が当社でマツモトプリカ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、マツモトプリカ電子マネー残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- お客様は、当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法とマツモトプリカ電子マネーを併用することができるものとします。マツモトプリカ電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、お客様はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。

- お客様が当社において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるマツモトプリカカードの枚数は、1枚に限りです。
- お客様は、マツモトプリカ電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるマツモトプリカ電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該マツモトプリカ電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第7条 (マツモトプリカ電子マネー残高)

- マツモトプリカ電子マネー残高は、マツモトプリカ電子マネーサービス利用時のレシート、残高照会用ページ、本約款規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。電話料金及びインターネット利用代金はお客様のご負担となります。
- 最後にマツモトプリカ電子マネーサービスを利用した日および最後にチャージした日は、残高照会用ページ、本約款規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。電話料金及びインターネット利用代金はお客様のご負担となります。

第8条 (マツモトプリカ電子マネーの有効期限・残高取扱)

お客様は、最後にマツモトプリカ電子マネーサービスを利用した日または最後にチャージした日から3年後の日をもって、自動的にマツモトプリカ電子マネーサービスを利用出来なくなります。また、マツモトプリカ電子マネー残高の有無によらず無効となり、残高の払い戻しはありません。

第9条 (マツモトプリカ電子マネーの合算)

お客様は当社が認めた場合を除き、マツモトプリカ電子マネーを他のマツモトプリカカードに移行することはできないものとします。

第10条 (マツモトプリカ電子マネーサービスの利用ができない場合)

お客様は、次のいずれかの場合においては、その期間において、マツモトプリカ電子マネーにチャージすること、利用すること、ならびに残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- 当社がマツモトプリカ電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- マツモトプリカの破損、または当社の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- その他やむを得ない事由のある場合。

第11条 (換金等不可)

第16条の場合を除きマツモトプリカ電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第12条 (マツモトプリカの破損・汚損・磁気不良時の再発行等)

当社が認めてマツモトプリカが再発行された場合、当社所定の方法で照会されたマツモトプリカ電子マネー残高が再発行されたマツモトプリカに引き継がれるものとします。

第13条 (マツモトプリカの紛失・盗難等)

- お客様がマツモトプリカの紛失・盗難、その他の事由によりマツモトプリカ電子マネー残高が消失した場合、または第三者により不正利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- お客様がマツモトプリカの紛失・盗難、その他の事由によりマツモトプリカ電子マネー残高が残ったままマツモトプリカ電子マネー有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条 (当社との紛議)

- お客様が、マツモトプリカ電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、お客様と当社との間で解決するものとします。
- 前項の場合においても、お客様は、当社に対し、マツモトプリカ電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第15条 (規約の変更)

- 当社は、当社所定の方法により事前にお客様に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、お客様がチャージ、マツモトプリカ電子マネーサービスを利用した商品等の購入、マツモトプリカ電子マネー残高の照会をした場合には、当社は、お客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- 前項の告知がなされた後、お客様がマツモトプリカ電子マネーを使用することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、お客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第16条 (マツモトプリカ電子マネーサービスの終了)

- 当社は、次のいずれかの場合には、お客様に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、マツモトプリカ電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - 社会情勢の変化
 - 法令の改廃
 - その他当社のやむを得ない都合による場合
- 前項の場合、法令に基づき、お客様は当社が定める方法により、マツモトプリカ電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができます。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、お客様は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第17条 (制限責任)

第10条に定める理由およびその他の理由により、お客様がマツモトプリカ電子マネーサービスを利用することができないことで当該お客様に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)

第18条 (業務委託)

当社は、本約款に基づくマツモトプリカ電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第19条 (合意管轄裁判所)

お客様は、本約款に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【マツモトプリカに付されるマツモトプリカ電子マネーマーク】



【ご相談窓口】

マツモトプリカ電子マネーに関するお問合せ、ご相談等は、下記までご連絡ください。

カードに関するお問合せ先

株式会社 マツモト

〒621-0817 京都府亀岡市西豎町6-1

TEL:0771-24-3751 (10:00~17:00 土日祝日・休業日を除く)

令和3年4月現在